

◆◆◆ 後期高齢

後期高齢者医療制度に加入されている皆さまへ
ジェネリック医薬品のご案内

ジェネリック医薬品を使用した場合、1カ月の自己負担額が200円以上軽減される可能性がある方を対象に「ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ」を8月下旬から9月上旬にかけて送付しています。

患者負担の軽減や医療保険財政の改善のため、ジェネリック医薬品の使用をご検討ください。

●ジェネリック医薬品とは

先発医薬品（新薬）の特許が終了したあとに発売される医薬品です。先発医薬品と同等の品質・有効性・安全性を持つと国から認められています。開発費が抑えられるため、先発医薬品より低価格で提供され経済的です。

※ジェネリック医薬品への切り替えを強制するものではありません。
※薬によっては、ジェネリック医薬品への切り替えができない場合があります。かかりつけの医師または薬剤師にご相談ください。

問 和歌山県後期高齢者医療広域連合（和歌山市吹上2丁目1番22号 日赤会館9階） ☎073・428・6688

◆◆◆ 下水道

浄化槽を使用している皆さまへ

浄化槽管理者には、次の3項目の維持管理が法律で義務付けられています。大切な水環境を守るため、浄化槽は適正に管理しましょう。

●保守点検（浄化槽法第10条）／浄

化槽の機能を発揮させるためには、定期的な点検や調整、薬剤の補給・修理など保守点検を受けなければなりません。保守点検は、県の登録を受けた保守点検業者で行ってください。

●清掃（浄化槽法第10条）／浄化槽

は、毎年1回以上の清掃を行わなければなりません。清掃は、町の許可を受けた浄化槽清掃業者で行ってください。

●法定検査（水質検査）（浄化槽法

第7条・第11条）／浄化槽は、使用開始後3カ月を経過した日から5カ月以内に1回、その後は年1回の水質の定期検査を受けなければなりません。県が指定した検査機関（公益社団法人和歌山県水質保全センター有田川事務所 ☎63・6161）で受けてください。

問 下水道課

◆◆◆ 年金

国民年金基金からの
お知らせ

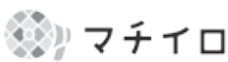
国民年金基金は、自営業者やフリーランスの方々が国民年金に上乗せして加入し、税金優遇を受けながら積み立て、老後により充実した年金を受け取ることができる公的な個人年金です。20歳以上60歳未満で、国民年金の保険料を納付している方が対象ですが、60歳以上65歳未満の方や海外に居住されている方で、国民年金に任意加入されている方も加入できます。基本は終身年金なので、生涯にわたって年金を受け取ることができます。

詳しくは、全国国民年金基金にお問い合わせください。

問 全国国民年金基金和歌山支部

☎073・433・6100

広報ありだがわが
アプリで読める！



広報ありだがわと町議会広報かわらばんをアプリ「マチイロ」でご覧いただけます。

App Store または Google Play からインストールしてご利用ください。利用料は無料。